

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A

(令和2年1月26日時点版)

(一般向け)

1. 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は？
中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。
詳細は以下のページを参照ください。
厚生労働省 HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
2. 新型のコロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？
新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。
過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。
3. 潜伏期間はどのくらいの長さですか？
潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられています。
参考までに、他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>
4. 発生状況や死亡者数は？
最新の状況については、厚生労働省 HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況につ

いて」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

5. 予防法はありますか？
一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗いなどを行っていただくようお願いします。
6. 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？
入国してから 2 週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診するようにしてください。その際、武漢市に滞在していたことを申告するようにしてください。
7. 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？
検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています。また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。詳しくは国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

また、厚生労働省ホームページや Twitter で国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所 FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省 HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省 Twitter: <https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

厚生労働省 Facebook: <https://www.facebook.com/mhlw.japan/>

(自治体・医療従事者等の専門家向け)

8. コロナウイルスはどのようなウイルスですか？
発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占めます。

9. 診断方法にはどのようなものがありますか？
診断方法としては、核酸増幅法（PCR法など）がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

10. 鑑別を要する疾患は何ですか？
肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

11. どのような治療方法がありますか？
有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

12. 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか？
手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70%）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）が有効であることが分かっています。詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

13. 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか？
検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。
詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に
掲載の関連するガイダンスをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
14. 疑似症の届出は必要ですか？
武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場
合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断がで
きない場合においては、直ちに疑似症として届け出る必要があります。届
出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-07-01.html>
15. 疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合はどのように対応す
ればよいですか？
疑似症定点へご紹介いただき、届け出る必要があります。疑似症定点に
ついてはお近くの保健所または都道府県にお問い合わせください。
届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-07-01.html>
16. 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法等の技術的な内容に関する
相談窓口はありますか？
疑似症サーベイランスにおける国立感染症研究所への検査依頼の窓口は
は、国立感染症研究所感染病理部にお問い合わせください（疫学調査に関
する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください）。